



児童手当の所得制限撤廃を求める意見書の提出についての陳情

【陳情項目】

公平性が保たれていない制度設計となっている児童手当の所得制限の撤廃について、国に意見書を提出してください。

【陳情理由】

1. 所得制限の制度設計は、子育て世帯の実際の生活状況を考慮しているとは思えない設計であるため。
2. 所得制限により支給が行われていない世帯があることは、子育て世帯間での課税・支給の公平性を著しく損ねているため。

①児童手当は、平成22年度の税制改正による「控除から手当へ」の方針のもと、年少扶養控除を廃止して実施されている制度です。扶養親族等が児童2人と年収103万以下の配偶者の世帯で世帯主960万円以上の家庭の子どもは活力がないにも関わらず「年少扶養控除なし」「児童手当なし」の状態であるのは、最低生活費部分に課税が及ぶことになり、憲法の要請からも適切でないと考えられると

日本税理士連合会

「令和4年度税制改正に関する建議書」 IV税制改正建議項目【所得税】

2. 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(2)年少扶養控除でも述べられています。

②子育て支援制度の受益者は日本の未来を支える子ども自身であり、1人の人間としての子どもの権利です。保護者の所得額で子どもの権利を左右することは、憲法第14条「法下の平等」、又は子どもの権利条約第2条「差別の禁止」にも違反している可能性があります。

③ 所得制限を受けている世帯は裕福とは言えないにも関わらず、この層に多くの負担が集中しています。そもそも世帯の豊かさは所得だけでは測れません。高齢出産で年収は高いが退職間近である、退職金がなく月々の給与に上乗せされている、親の介護費用を負担している、などといった個別の事情は全く考慮されていません。

・児童手当の支給の例

注：片働きは、「専業主婦（夫）世帯」またはシングル世帯



例1

共働き（幼小中子ども3人）：夫年収900万円、妻年収60万円（世帯年収960万円）  
→児童手当42万円

片働き（幼小中子ども3人）：年収960万円 →特例給付年18万円

例2

共働き：夫年収950万円、妻年収950万円（世帯年収1900万円）→児童手当

片働き：年収960万円 →特例給付

例3

海外単身赴任 専業主婦世帯：年収1500万円 →児童手当

国内単身赴任 専業主婦世帯：年収960万円

（実質賃金900万、帰省費等単身赴任手当60万）→特例給付

なお、多子世帯では、世帯の構成人数が多いにも関わらず税制・所得制限などの設計でもほとんど考慮されていないか、考慮があっても十分でないことから、一人あたりの可処分所得は年収と比較して驚くほど少なくなります。

④ 所得制限の考え方の弊害により、障害者福祉・慢性特定疾患の子ども達にも影響が及んでいます。

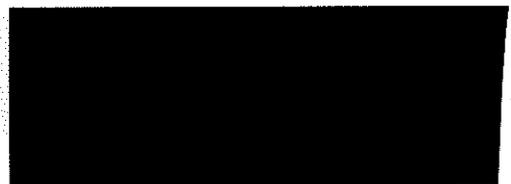
障害福祉サービスについて、厚生労働省のHPによると、所得制限以内の利用料は、最高9,300円/月から所得制限を越えると37,200円/月に上がります。（この場合は世帯所得）

⑤ 政治の世界において、中所得層（片働き960万円世帯）は支援から排除するという考えが広まっていることは問題です。親の見かけの収入で、子どもはどんどん支援から切り離されていく仕組みになっており、所得制限世帯はいつも給付の対象から外される無念さ、疎外感を持っています。政府が子どもや親を分断することにより、社会の連帯感を喪失させ働く親の意欲も薄れさせかねません。このような考え方は欧米の主要国にはないように思います。

⑥ 支援制度が拡充されればもう一人産みたいという声も聞かれます。子育て支援を普遍的に行うことで産み控も解消され易くなると思います。

2022年2月9日

住所



藤沢市議会議員  
佐賀和樹様